

# 保健福祉だより

8月

平成13年9月1日から変わります。  
幼児医療費の助成事業が拡大について

る自己負担額が530円に満たない場合は(当該額)を支払ってください。なお、同一の医療機関の同じ診療科で月5回目からは自己負担額が0円となります。

また、受給者証を持たない場合でも助成を受けることができます。この場合は、左記のものを持参し、役場住民課へ申請してください。

▽申請に必要なもの

記

・印鑑

記